



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 712 号 (一部抜粋)



平成 29 年 12 月 27 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ スマイルケア食 (新しい介護食品) について ◆



介護食品は、高齢化によって今後市場が拡大していくと見込まれています。最近では、従来のペースト状のもの以外に、見た目は普通の料理のまま、食感を軟らかくしたものなど様々な商品が販売されています。しかし、商品の種類が豊富になる反面、適切な商品の選び方が分かりにくいことなどが問題となっていました。

そこで、利用者にとって分かりやすく統一された基準を定めるため、平成 27 年に農林水産省は、これまで介護食品と呼ばれてきた食品の範囲を整理し、「スマイルケア食」という新しい枠組みを整備しました。

スマイルケア食は、目的や対象者の違いに応じて、赤、黄、青の 3 つに区分され、それぞれにマークが定められています。さらに、赤マークと黄マークでは、食品の固さに応じて番号が付けられるため、利用者が適切な商品を選びやすくなりました。以下に、各マークの対象とルールについて簡単に紹介します。

●赤マーク

飲み込むことが難しい人向けの食品が対象で、消費者庁から特別用途食品の表示許可を得る必要があります。

●黄マーク

食べ物をかむことが難しい人向けの食品(「そしゃく配慮食品」)が対象です。第三者機関の検査を受けて、「そしゃく配慮食品の日本農林規格」に定められている基準(商品の固さや外観、食味など)を満たして製造していることを認めてもらう必要があります。

●青マーク

かむことなどに困難はないものの、健康維持のために栄養補給が必要な人向けの食品に付けられます。エネルギーとタンパク質の量が基準を満たしていることを、自社のウェブサイト上で公表する必要があります。

スマイルケア食の選び方については、農林水産省が早見表を公表しております。また、各マークを付けるには、農林水産省に利用申請する必要があります。詳細は以下の農林水産省HPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo.html>